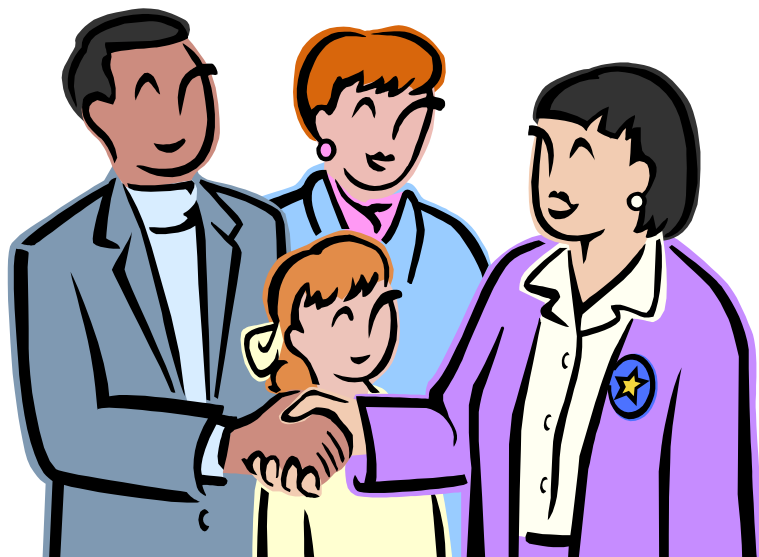


武蔵村山市協働事業提案制度 平成30年度実施事業審査報告書



平成29年11月

武蔵村山市市民協働推進会議

はじめに

武蔵村山市では、協働のまちづくりを進めるため、平成 17 年度に『武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針』を策定し、協働の基本的な考え方や方向性が示されました。そして、平成 18 年度には協働事業を進めるための手引として『武蔵村山市市民協働推進マニュアルーパートナーシップのまちづくりをめざしてー』が策定されました。

指針に掲げる市民協働の基本的考え方を具体的に実現するための第一歩として、平成 20 年度に「武蔵村山市市民協働まちづくり研究会」を設置し、その成果を『武蔵村山市市民協働まちづくり研究会報告書』にまとめ、研究会で抽出した諸課題を具体的に検討するために平成 21 年度に「武蔵村山市市民協働推進会議」が設置されました。

この「協働事業提案制度」は、平成 22 年 3 月の市民協働推進会議からの報告を受け、武蔵村山市で事業の実施に向けた検討を行い、平成 23 年度に創設された制度です。この制度により平成 23 年度から平成 28 年度までの間に、延べ 26 事業が協働事業として採択され、それぞれその翌年度に事業が実施されています。

これまで、「公共」に関わる多くの領域については、行政がその必要性を判断し事業を行うという手法が基本的に踏襲されてきました。しかし、社会情勢の変化に伴い住民ニーズが多様化し、複雑化した地域課題を解決するためには、市民と行政が協力し合う「協働のまちづくり」の視点が不可欠です。

「協働事業提案制度」は、このような考えに基づき、地域の市民活動団体の専門性や柔軟性をいかした提案を基に、提案団体と市が協働して地域の課題、社会的課題の解決に取り組むものです。

地域における様々な課題の中には、市民や地域で活動されている団体だからこそ見えてくるものもあると同時に、行政だけでは対応が困難な場合もあります。市政への市民参加を促進し市民による地域の課題、社会的課題の解決につなげ、暮らしやすい武蔵村山市の実現のために、この「協働事業提案制度」が、これからも重要な役割を果たしていくものと考えます。

平成 29 年 11 月

武蔵村山市市民協働推進会議

目 次

はじめに

1	協働事業提案制度の目的と概要	 1
2	選考に至る経過	 1
3	審査基準	 3
4	平成30年度実施事業の募集内容	 3
5	平成30年度実施事業の審査結果及び理由	 5
6	平成30年度実施事業内容	 7
(1)	むさむら ゴミ減大作戦	 8
	提案団体：MSP 村山サポートプロジェクト	
	市担当課：なし	
(2)	みつつのわ ～三ツ藤から始めよう～	 13
	提案団体：みつつのわ	
	市担当課：なし	
(3)	ムラッパの武蔵村山市PR作戦	 19
	提案団体：むさし村山ストリートダンス協会	
	市担当課：観光課 観光グループ	
	資料編	 25
	資料1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱	
	資料2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿	
	資料3 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領	
	資料4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱	

1 協働事業提案制度の目的と概要

平成23年度に創設された「武蔵村山市協働事業提案制度」は、市民活動団体（武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る）を行う団体）の専門性や柔軟性等をいかした事業の提案を募集することにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目指す制度です。

本制度の実施要綱に基づき、「協働型事業部門」（事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図り市と協働して行う）と「団体育成型部門」（将来の協働型事業の実施を目指す市民活動団体の育成を目的とする）の2つの区分に分けて事業提案を募集しました。

「協働型事業部門」は、事業を発展させていくことを前提に3年計画で事業を企画・提案し、1事業当たり1年目は80万円、2年目は70万円、3年目は60万円を上限として補助金を交付します。また、「団体育成型部門」は1事業当たり対象となる経費の25万円を限度として補助金を交付します。

提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付され、市の関係する所管課と連携を図りながら事業を実施することになります。

なお、補助金の交付を受けた市民活動団体は、事業実施年度の翌年度に事業の評価を受けることになります。

2 選考に至る経過

平成30年度実施事業の選考過程は以下のとおりです。

●武蔵村山市協働事業提案制度平成30年度実施事業募集の周知

- ・市のホームページに掲載（6月1日から）
- ・市内公共施設に募集要項及び募集チラシの設置
市政情報コーナー/緑が丘出張所/情報館えのき/市民総合センター
緑が丘ふれあいセンター/ボランティア・市民活動センター/各地区会館（5か所）



●提案の募集

- ・募集期間 平成29年6月1日（木）から7月9日（日）まで
- ・提案件数 3件



●市民協働推進会議の開催

- ・提案事業の採択の適否を審査するため、市民協働推進会議を開催

回	開催日	内 容
第 1 回	平成 29 年 4 月 19 日	平成 28 年度武蔵村山市協働事業提案制度実施事業報告会 ◆平成 28 年度事業実施団体からの報告を受け、各事業について評価を行った。
第 2 回	平成 29 年 4 月 27 日	平成 28 年度武蔵村山市協働事業提案制度実施事業報告会 ◆平成 28 年度事業実施団体からの報告を受け、各事業について評価を行った。
第 3 回	平成 29 年 9 月 7 日	協働事業提案制度の提案事業の審査要領について ◆提案事業の審査要領について協議し、内容を決定した。
第 4 回	平成 29 年 10 月 24 日	提案団体によるプレゼンテーション及び質疑応答 2 団体 ◆2 団体の提案についてプレゼンテーションにより事業内容を説明し、その後、推進会議委員との質疑応答を行った。 ・プレゼンテーション時間：1 団体 15 分以内 ・質疑応答時間：1 団体 30 分
第 5 回	平成 29 年 10 月 26 日	提案団体によるプレゼンテーション及び質疑応答 1 団体 ◆1 団体の提案についてプレゼンテーションにより事業内容を説明し、その後、推進会議委員との質疑応答を行った。 ・プレゼンテーション時間：1 団体 15 分以内 ・質疑応答時間：1 団体 30 分

3 審査基準

平成30年度実施事業の審査は、武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領(以下「審査要領」という。)に基づき行われました。

書類審査は原則として10事業を超える提案があった場合に実施するものとし、平成30年度実施事業の提案は3事業であったため、書類審査は実施せず、全3事業をプレゼンテーション審査対象事業としました。

プレゼンテーション審査では提案団体によるプレゼンテーション及び質疑応答の内容を、審査要領に基づき審査し、その結果、評価点数が満点合計の6割以上となる事業を採択する協働事業として決定しました。

4 平成30年度実施事業の募集内容

※協働事業提案制度募集要項から抜粋

『武蔵村山市協働事業提案制度』では、市民活動団体の専門性や柔軟性等をいかした事業の提案を募集することにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目指していきます。

事業の提案は、『協働型事業部門』と『団体育成型部門』の2つの区分に分けて募集します。

提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付されます。

なお、補助金の交付を受けた市民活動団体は、市の関係する所管課と連携を図りながら事業を推進していくことになります。

*市民活動団体とは・・・武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人・ボランティア団体・自治会

その他自主的に社会貢献活動(当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る)を行う団体

募 集 の 区 分

協 働 型 事 業 部 門

市民活動団体が市と目的を共有し、市との役割分担、経費負担等について、企画立案から事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図る事業部門です。

事業を発展させていくことを前提に、3年計画で事業を企画し、提案していただきます。

1事業あたり、1年目は**80万円**、2年目は**70万円**、3年目は**60万円**を上限として補助金を交付します。

団体育成型事業部門

協働型事業の実施を目指す市民活動団体が単独で企画し、実施する事業部門です。

将来的に協働型事業部門への提案を目指している団体の企画力、事業遂行能力など基礎的な力を高めるための事業が対象になります。

1事業当たり対象となる経費の**25万円**を上限として補助金を交付します。

対象となる事業

公益的な事業であって、

- ① 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業
- ② 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業
- ③ 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業
- ④ **3年間継続して実施することができる事業（協働型事業の場合）**
であり、次の4つのいずれかに該当する事業
- ⑤ 市民の地域活動への参画が促進される事業
- ⑥ 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業
- ⑦ 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業
- ⑧ 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業

対象とならない事業

- | | |
|---|-------------------------|
| ① 同一の市民活動団体が3年度にわたって実施してきた協働事業と同一と認められる事業 | ⑤ 調査のみを目的とした事業 |
| ② 営利のみを目的とした事業 | ⑥ 武蔵村山市内の特定の地域住民だけによる事業 |
| ③ 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業 | ⑦ 交流又は親睦のみを目的とした事業 |
| ④ 学術的な研究のみを目的とした事業 | ⑧ 宗教活動又は政治活動を目的とした事業 |
| | ⑨ 公の秩序又は善良の風俗に反する事業 |

5 平成 30 年度実施事業の審査結果及び理由

平成30年度実施事業の審査結果は、以下のとおりです。提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付され、平成30年度に、市の関係する所管課と連携を図りながら実施することになります。

提案事業の内容については、「6 平成 3 0 年度実施事業内容」を参照してください。

事業 番号	事業 部門	提 案 事 業 名	審 査 経 過		審 査 結 果	採 択 順 位
		提 案 団 体 名	第一次審査	第二次審査		
29 - 3	協働型	ムラッパーの武蔵村山市PR作戦	通 過	通 過	採 択 と す べ き 事 業	1 位
		むさし村山ストリートダンス協会				
	市担当課	観光課 観光グループ				
	理 由					
	団体からの申出だけでなくイベント主催者からの出演依頼が増加していることは、ムラッパーの存在が広く知られ、地域に定着してきた証といえます。ただし、本事業の主旨はキャラクターを活用して武蔵村山市の知名度向上を目指すことであり、ムラッパーのPRが前面に出すぎないように注意するとともに、知名度の向上を図る取組を行うようにしてください。 新たなアイデアも持っており、地域活性化の核として今後も活動を継続していくことが期待されることから、協働事業最終年度である平成30年度は自己資金の確保と人員体制の強化に一層注力していただき、明確な展望を持って事業を実施するよう留意してください。					
29 - 2	団体 育成型	みっつのわ ～三ツ藤から始めよう～	通 過	通 過	採 択 と す べ き 事 業	2 位
		みっつのわ				
	市担当課	なし				
	理 由					
	地域住民の関係が希薄化し、孤立しがちな一人暮らしの高齢者世帯が増加している中で、人と人とのつながりやふれあいの場を提供することは、大切な取組です。また、地域の中で特定の知識や技術を持った人を講師として活用することは、地域に眠る人材を掘り起こし、市民活動の活性化につながることを期待できます。他の市民活動団体とも連携し、ネットワークを広めながら事業を発展させてください。 団体としては、人的にも財政的にもまだ盤石でないことが伺えます。今後は仲間を増やすための活動や、収益を得るための活動にも力を入れ、団体の基盤強化を図るようになしてください。					

29 -1	団体	むさむら ゴミ減大作戦	通 過	通 過	採択と すべき事業	3 位
	育成型	MSP 村山サポートプロジェクト				
	市担当課	なし				
	理 由					
	家庭ゴミ増加の抑制と処理費用の削減が社会的課題となる中で、ゴミ減量を目的とした本事業の意義は評価できます。 ただし、フリーマーケットの開催によるゴミ減量は従来から行われてきた手法であり、インターネット上で手軽に物の売買ができる現在において、集客面での不安はあります。フリーマーケットの開催に加え、正しい分別の知識や方法を啓発し、一人ひとりにゴミ減量の意識を伝え、市民が日々実践できるような工夫を考え、独自性のある事業を実施する必要があります。 また、事業実施にあたりボランティア頼みの印象があり、人員体制の強化が課題であると感じます。事業実施の経験を積むとともに団体の基盤を整え、次年度からはより充実した事業提案がなされることを期待します。					

6 平成30年度実施事業内容

提案団体から提出された事業提案企画書は、次のとおりです。

(1) むさむら ゴミ減大作戦

提案団体：MSP 村山サポートプロジェクト

市担当課：なし

(2) みつつのわ ～三ツ藤から始めよう～

提案団体：みつつのわ

市担当課：なし

(3) ムラッパーの武蔵村山市PR作戦

提案団体：むさし村山ストリートダンス協会

市担当課：観光課 観光グループ

平成 2 9 年 8 月 2 4 日

武蔵村山市長 殿

提案団体名 M S P 村山サポートプロジェクト
所 在 地 武蔵村山市大南 5 - 3 1 - 1
スカイハイツ 2 0 3
代 表 者 宇部 昭利

協 働 事 業 提 案 制 度 提 案 書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて提案します。

なお、提出した書類は原則として公開することを承諾するとともに、提案した事業が採択されたときは、事業の計画から実施まで責任をもって遂行いたします。

記

提案事業名	むさむら ゴミ減大作戦		
提案事業の分野 ※該当する分野全てに○をしてください。なお、提案事業の分野が複数の場合は、主なものに◎をしてください。			
☐	保健・医療・福祉	☐	地域安全
☐	社会教育	☐	人権擁護・平和
☐	まちづくり	☐	国際協力
☐	文化・芸術・スポーツ	☐	男女共同参画
☒	環境	☐	子どもの健全育成
☐	災害救援	☐	情報化社会
		☐	そ の 他 ()
事業部門	協働型事業（提案者が市の担当課と協働して行う事業）		
※ どちらかに○をしてください。	☐	団体育成型事業（原則として提案者が単独で行う事業）	
提案事業の目的及び概要 ※ 詳細については第 2 号様式に記入し、ここでは要約して欄内に収まるように記入してください。	武蔵村山市では、市内家庭ゴミの排出量の増加が、人口の緩やかな増加に比して上回っており、ゴミの削減は喫緊の課題である。市が策定した第二次環境基本計画にあるように、「市・市民・事業者の協働による持続的発展が可能な循環型の街づくり」を進めるためにも、家庭ゴミ削減の意識を広く市民に持ってもらうため、市民団体が主体となる、大南公園・学校等の市内公園・施設での「リサイクル祭り」を中心に種々の取り組みを行う。		
事業の実施予定期間	平成 30 年 4 月 1 日 から 平成 31 年 3 月 31 日まで		
市担当課	※協働推進課記入欄 部 課 (グループ)		

(添付書類)

- ① 協働事業提案制度企画書（第 2 号様式）
- ⑤ 団体の前年度収支決算書
- ② 協働事業提案制度収支予算書（第 3 号様式）
- ⑥ 団体の定款、規約、会則等
- ③ 提案団体概要書（第 4 号様式）
- ⑦ 団体の会員名簿又は役員名簿
- ④ 団体の前年度活動報告書
- ⑧ 団体の活動内容がわかるもの（チラシ・パンフレット等）

※前年度活動報告書及び前年度収支決算書は任意様式で可

協働事業提案制度企画書

提案団体名	MSP 村山サポートプロジェクト
提案事業名	むさむら ゴミ減大作戦

◎地域的・社会的課題、事業の目的

市の現状から考えられる課題	・ 市民人口の増加による家庭ゴミ排出量の増加 ・ 市民が参加しやすいリサイクル活動環境整備の必要性 (現状、一般の市民が自由に参加できるフリーマーケットの開催数が少ない)
事業の目的と達成目標	武蔵村山市第二次環境基本計画(平成28～37年度)の冒頭にも、市・市民・事業者が協働して豊かな自然環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型のまちづくりを進めていくことを掲げている。 われわれ市民として、草の根的活動のゴミ削減活動を進めるために、10年以上前に市民主導で行われていた定期的なフリーマーケットを復活させ、リサイクルの環を形成し、さらにその中で、再生堆肥・水切りネットを配ることにより、ゴミ削減に対する市民の意識を向上させることによって、市民の3R意識の向上を目的とする。 具体的にはイベント時に水切り袋を4000枚(2000世帯分)配ることをきっかけに、その世帯が、週2回、年間100回のゴミ回収時に、1回あたり100グラムの水切りを習慣化すると考えると、2000世帯×100gの水切り×100回のゴミ回収＝20tのゴミ削減を目指す。

◎事業の内容

事業内容	・ リサイクル祭り（フリーマーケット）…年間5回 5月元気フェスタ会場、9月福祉まつりに加えて、自主開催イベントを3回開催 ・ リサイクル祭り開催時に、古布(仕訳済み)とフードドライブ等の受付を行い、窓口を開設し回収 ・ 同時に、児童、生徒を対象としたキッズフリマを開催し、学生ボランティア参加を通して次世代へのゴミ削減意識の向上啓発 ・ ゴミ減量啓発スローガン入り水切りネット2000世帯配布 ・ 生ゴミ再生堆肥の配布等
事業効果	・ 草の根レベルでの市民活動により、市民全般のゴミ削減への意識向上 ・ それによる家庭ゴミの排出削減 ・ 市民相互が利用できるリサイクルの輪の形成
実施体制	MS Pの会員を中心として、ボランティア市民活動センター及び学校関係の協力を得、市民ボランティア・学生ボランティアを活用し実施する。

※ スケジュールは、第2号様式別紙「協働事業実施スケジュール表」に記載してください。

◎協働の必要性（団体育成型事業の場合は、協働型事業への発展を見据えて記入してください）

協働の意義と必要性	市・市民・事業者が協働して豊かな自然環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型のまちづくりを進めていくことを目指す。	
協働の役割分担	団体の役割	・リサイクル祭りの運営・開催 ・古布・フードドライブの受付 ・意識啓発のための水切りネット、再生堆肥の配布 ・フリーマーケットのポータルサイトへの登録、SNSを利用した活動啓発
	市に求める役割	・市内公園及び学校施設の利用許可 ・市報等による広報 ・フリーマーケットにて売れ残った商品（資源物）の回収と処分 ・生ゴミ堆肥を集めるサポート

◎中長期計画

現在までの成果	※ 現在までの活動の成果を記載してください。
今後及び協働事業終了後の展望	2年間、団体育成型で「リサイクル祭り」を開催し、認知度を高める、その後協働型提案を申請し、市内各所での開催を目指す。協働事業終了後は、そこまでに確立された「リサイクル祭り」の認知度により、企業などの協力を得た上で継続していきたい。

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、3ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします

協働事業実施スケジュール表

○提案事業の実施スケジュールを記載してください。(いつ頃、どのようなことをするのか)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
30年度	元気 フェスタ フリー マーケット 準備 むらフェス にて啓発 活動	★元気 フェスタ フリー マーケット 参加団体 10団体 ★	村山学園 フリー マーケット 市報での 広報依頼	★村山学園 フリー マーケット 参加団体 団体・個人 合わせて 30 ★		大南公園 フリー マーケット 市報での 広報依頼 ★社協 福祉まつり 参加★	大南公園 フリー マーケット 準備	★大南公園 フリー マーケット 参加団体 団体・個人 合わせて 20 ★	大南公園 フリー マーケット 市報での 広報依頼		★村山学園 フリー マーケット 参加団体 団体・個人 合わせて 30 ★	31年度 元気 フェスタ 準備
31年度	元気 フェスタ フリー マーケット 準備 むらフェス にて啓発 活動	★元気 フェスタ フリー マーケット 参加団体 10団体★	大南公園 フリー マーケット 市報での 広報依頼	★村山学園 フリー マーケット 参加団体 団体・個人 合わせて 30 ★		大南公園 フリー マーケット 市報での 広報依頼 ★社協 福祉まつり 参加★	大南公園 フリー マーケット 準備	★大南公園 フリー マーケット 参加団体 団体・個人 合わせて 20 ★	大南公園 フリー マーケット 市報での 広報依頼		★村山学園 フリー マーケット 参加団体 団体・個人 合わせて 30 ★	32年度 元気 フェスタ 準備
32年度												

★印のある欄はフリーマーケット開催月です。

第3号様式（第5条関係）

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名	M S P 村山サポートプロジェクト			提案事業名	むさむら ゴミ減大作戦
実施年度	3 0 年度			3 1 年度	
【収入の部】	項 目	積算内訳（数量、単価等）	金 額	項 目	金 額
	協働助成金		250,000	協働助成金	250,000
	フリーマーケット出店料	90団体×1000円	90,000	フリーマーケット出店料	90,000
	自己財源	フードグランプリ売上金	25,000	自己財源	25,000
収入合計			365,000		365,000
【支出の部】	項 目	積算内訳（数量、単価等）	金 額	項 目	金 額
	人件費	・準備 2h×5人×5日 ・当日 5h×5人×5日 (人件費 1h×1,000円) イベント年5回	50,000 125,000	人件費	175,000
	印刷製本費	・チラシ5000枚(デザイン込)	40,000	印刷製本費	40,000
	消耗品費	・啓発用水切りネット 100枚入り40組×1000円 ・啓発用 土に帰るポット 200個×2イベント×100円	40,000 40,000 40,000	消耗品費 (細目は30年と同)	80,000
	備品購入費	・啓発用パネル 5枚×2000円 ・イベント用のぼり 20枚×1000円 ・イベント用ビブス(@450)、名札(@50) 40セット	10,000 20,000 20,000	備品購入費 (細目は30年と同)	50,000
	賃貸料	・イベント用テント レンタル20セット	20,000	賃貸料	20,000
			365,000		365,000
支出合計			365,000		365,000

注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。

3 事業実施に係る収支を、項目ごとに詳細に記入してください。

4 団体育成型事業に提案する団体は1年度分のみを、協働型事業に提案する団体は、次年度、次々年度の収支の想定も記入してください。

平成29年8月25日

武蔵村山市長 殿

提案団体名 みつつのわ

所在地 武蔵村山市三ツ藤1-45-1

代表者 佐久間 恵子
職・氏名

協働事業提案制度提案書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて提案します。

なお、提出した書類は原則として公開することを承諾するとともに、提案した事業が採択されたときは、事業の計画から実施まで責任をもって遂行いたします。

記

提案事業名		みつつのわ 三ツ藤から始めよう			
提案事業の分野 ※該当する分野全てに○をしてください。なお、提案事業の分野が複数の場合は、主なものに◎をしてください。					
	保健・医療・福祉	○	地域安全		科学技術
	社会教育		人権擁護・平和		経済活動
◎	まちづくり	○	国際協力		職業能力開発・雇用機会拡充
○	文化・芸術・スポーツ		男女共同参画		消費者の保護
	環境	○	子どもの健全育成		市民活動支援
	災害救援		情報化社会		その他（ ）
事業部門 ※ どちらかに○をしてください。		協働型事業（提案者が市の担当課と協働して行う事業）			
		○	団体育成型事業（原則として提案者が単独で行う事業）		
提案事業の目的及び概要 ※ 詳細については第2号様式に記入し、ここでは要約して欄内に収まるように記入してください。		多世代、多目的そして国際交流をもとに、顔見知りを増やすことで、防犯、見守りを目的とする。また、いろいろな方を講師に迎え、学校では体験できない教室づくり。年齢問わず、技能を分かち合うことで、各個人のレベル向上、住みやすい武蔵村山として、地域活性化をめざす。			
事業の実施予定期間		平成30年4月1日 から 平成31年3月31日まで			
市担当課		※協働推進課記入欄 部 課（グループ）			

（添付書類）

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| ① 協働事業提案制度企画書（第2号様式） | ⑤ 団体の前年度収支決算書 |
| ② 協働事業提案制度収支予算書（第3号様式） | ⑥ 団体の定款、規約、会則等 |
| ③ 提案団体概要書（第4号様式） | ⑦ 団体の会員名簿又は役員名簿 |
| ④ 団体の前年度活動報告書 | ⑧ 団体の活動内容がわかるもの（チラシ・パンフレット等） |

※前年度活動報告書及び前年度収支決算書は任意様式で可

協働事業提案制度企画書

提 案 団 体 名	みつつのわ
提 案 事 業 名	みつつのわ ～三ツ藤から始めよう～

◎ 地域的・社会的課題、事業の目的

市 の 現 状 か ら 考 え ら れ る 課 題	※ この事業に関わる市の課題を、現状を踏まえて記載してください。 ・高齢者の増加 ・地域の関係希薄化 ・鉄道等交通手段がなく、バスの本数も限られ、ランドマーク的なものもないので、他の地域から人が踏み入れることが難しい。そのため、地域の知名度も低い。 ・とりわけ三ツ藤地区については、ボランティアなどの地域活動を行う住民も多く、ワークショップの講師を務められるような人材を地域資源として抱えている。しかし、自治会以外の横断的な地域全体を巻き込む活動が少なく、1人暮らしの高齢者世帯が80世帯を超え、地域の再構築は喫緊の課題である。
事 業 の 目 的 と 達 成 目 標	※ 何のためにこの事業を実施するのか、またこの事業の具体的な達成目標を記載してください。 ・地域住民同士の交流により、安心、安全の確保 ・高齢者の増加に対する見守り効果 ・国際交流 などを目的とし、様々なイベントを行うことで地域全体の活性化を図る。平成28年度は団体単独で行いのべ100名の参加→30年度はのべ1000名以上の参加を目指す。

◎ 事業の内容

事 業 内 容	※ どのような事業を実施するのか、実施方法や実施場所、実施対象などについて具体的に記載してください。また、外部講師や他団体への協力を依頼する場合は、その内容についても記載してください。 ・毎週木曜日、三ツ藤自治会館にて、地域の方を講師とするミニイベント（紙芝居、みんなで料理、語学、手品等）を開催し、年齢、性別問わず参加できる内容にし、私達団体のスローガンである「祖父母、父母、子供達三世代交流、国際交流」を目指す。 ・年1度大規模な自治会館イベントを行う（もちつき大会）
事 業 効 果	※ この事業を実施することにより、市や市民、自分たちの団体にとってどのような効果が期待されるのか記載してください。 三ツ藤自治会館で定期的なイベントを行うことで、様々な属性の住民同士が触れ合い、知り合いになることで、自然な形の見守りが起こり、安全性の確保につながる。さらには、地域の人が笑顔で元気になることで、武蔵村山市の地域の価値を見出し、さらに、もちつき大会を杵とうすでやることで、国際交流にもつながる。まさしく、この自治会館イベントの目的であるソーシャルキャピタルの醸成に繋がる。

実 施 体 制	※ この事業を実施するための人員や協力体制について記載してください。 (ミニイベント) 団体メンバー＋地域の講師役の方 (もちつき大会) かなりの人手と経費が必要で、地域の方々の協力は必須であるので、団体のみの力で行う事は難しいが、毎週木曜にミニイベントを行うことで、テーマに応じた参加者を得、地域の輪が広がることで、多世代の方の協力を募り、地域からの手伝い20名、みつつのわメンバー10名、武蔵村山地元有力者3名の協力をもとに、三ツ藤だけでなく、武蔵村山、近隣の市、横田基地の方の参加を目指す。
---------	---

※ スケジュールは、第2号様式別紙「協働事業実施スケジュール表」に記載してください。

◎ 協働の必要性（団体育成型事業の場合は、協働型事業への発展を見据えて記入してください）

協 働 の 意 義 と 必 要 性	※ この事業を市と協働で実施する意義と必要性について記載してください。 隣近所付き合いがなくなりつつあるこの時代に知らない人だから挨拶しないとかではなく、いろいろな企画を通じていろいろな人と知り合い、顔見知りになることで住みやすい武蔵村山になればいいと思う。まず、この三ツ藤地区の特性を活かし、孤立しがちな方に自宅から出てきてもらうため、団体の企画力＋地域の講師ができる人材＋市の協力による安心感を合わせ多くの参加者を募ることで、新しい流れを作りたい。	
協働の役割分担	団 体	イベントの企画、運営。およびその主体となる講師、ボランティア、参加者への声掛け。 アーティスト、自治会、子供会、三ツ藤歌の会、地域社会福祉関係（アルカディア、そんぼの家等介護施設）との連携
	役 割	武蔵村山市全体、近隣市町村
	め 市 る に 役 割 求	全体的な広報をお願いしたい。そのために市報、市のホームページ他にも市内掲示板（市、三ツ藤等）、フェイスブック等 SNS 発信など。またイベントの講師を広く市内から募集するための協力、広範囲にわたる告知。 (団体側も広報のためのチラシづくりや、自治会の広報紙への掲載などを行う)

◎ 中長期計画

現在までの成果	※ 現在までの活動の成果を記載してください。 団体が定期的に行っているイベント、企画を重ねることで知名度も上がり、企画を待ってくれる人が増えた。それと同時に想定していなかった協力者も増え、初めて参加することになった Food グランプリ入賞等、結果もあらわれた。さらに、市民講座講師として選んでいただいたことにより、料理教室等受講者が増えるなど、市との協働を通して成果をあげてきている。
今後及び協働事業終了後の展望	※ 今後どのように展開していきたいか、さらに、協働事業終了後どのように継続していくかを記載してください。 高齢化や一人暮らし世帯の増加といった地域の課題に対して、住民自らが自分にできることを通じて、地域のつながりを生むことにより、ひとつひとつ解決していくことが、三ツ藤の、ひいては武蔵村山市の新しい価値の創造につながると考えている。そのことに団体として、市と共に関わりたい。

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、3ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

協働事業実施スケジュール表

○提案事業の実施スケジュールを記載してください。(いつ頃、どのようなことをするのか)

[illegible]

第3号様式（第5条関係）

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名	みつつのわ			提案事業名	みつつのわ ～三ツ藤から始めよう～		
実施年度	平成30年度			年度		年度	
【収入の部】	項目	積算内訳（数量、単価等）	金額	項目	金額	項目	金額
	参加費	1人1回100円×10人×4週間×12か月	48,000				
	補助金収入	協働事業補助金	250,000				
	団体負担		21,200				
収入合計			319,200				
【支出の部】	項目	積算内訳（数量、単価等）	金額	項目	金額	項目	金額
	人件費	もちつき大会スタッフ 1,000円×8H×10名	80,000			人件費	
	報償費	ミニイベント講師 4週間×12か月×2000円	96,000			交通費	
	印刷製本費	2,000部×10円（チラシ）	20,000			報償費	
	賃借料	自治会館利用料 1回400円×4週間×12か月	19,200			印刷製本費	
	もちつき	食材費（もち米、だいこん、 黄な粉、野菜、肉 など）	80,000			消耗品費	
	大会開催費					委託料	
	ミニイベントお茶代	1回500円×4週×12か月	24,000			賃借料	
						通信費	
						保険料	
						備品購入費	
						その他経費	
支出合計			319,200				

注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。

3 事業実施に係る収支を、項目ごとに詳細に記入してください。

4 団体育成型事業に提案する団体は1年度分のみを、協働型事業に提案する団体は、次年度、次々年度の収支の想定も記入してください。

平成29年8月18日

武蔵村山市長 殿

提案団体名 むさし村山ストリートダンス協会
 所在地 武蔵村山市本町1-6-3
 代表者 佐藤 哲子
 職・氏名

協働事業提案制度提案書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて提案します。

なお、提出した書類は原則として公開することを承諾するとともに、提案した事業が採択されたときは、事業の計画から実施まで責任をもって遂行いたします。

記

提案事業名		ムラッパーの武蔵村山市PR作戦			
提案事業の分野 ※該当する分野全てに○をしてください。なお、提案事業の分野が複数の場合は、主なものに◎をしてください。					
	保健・医療・福祉		地域安全		科学技術
	社会教育		人権擁護・平和		経済活動
○	まちづくり		国際協力		職業能力開発・雇用機会拡大
	文化・芸術・スポーツ		男女共同参画		消費者の保護
	環境	○	子どもの健全育成		市民活動支援
	災害救援		情報化社会	◎	その他（市外への宣伝活動）
事業部門 ※ どちらかに○をしてください。		○	協働型事業（提案者が市の担当課と協働して行う事業）		
			団体育成型事業（原則として提案者が単独で行う事業）		
提案事業の目的及び概要 ※ 詳細については第2号様式に記入し、ここでは要約して欄内に収まるように記入してください。		市民発、非公認キャラクター「ムラッパー」を活用した武蔵村山市の知名度アップのためのPR活動。			
事業の実施予定期間		平成30年 4月 1日 から 平成31年 3月 30日まで			
市担当課		※協働推進課記入欄 協働推進部 観光課 （観光グループ）			

（添付書類）

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| ① 協働事業提案制度企画書（第2号様式） | ⑤ 団体の前年度収支決算書 |
| ② 協働事業提案制度収支予算書（第3号様式） | ⑥ 団体の定款、規約、会則等 |
| ③ 提案団体概要書（第4号様式） | ⑦ 団体の会員名簿又は役員名簿 |
| ④ 団体の前年度活動報告書 | ⑧ 団体の活動内容がわかるもの（チラシ・パンフレット等） |

※前年度活動報告書及び前年度収支決算書は任意様式で可

協働事業提案制度企画書

提 案 団 体 名	むさし村山ストリートダンス協会
提 案 事 業 名	ムラッパーの武蔵村山市PR作戦

◎ 地域的・社会的課題、事業の目的

市 の 現 状 か ら 考えられる課題	この事業に関わる市の課題を、現状を踏まえて記載してください。 武蔵村山市は東村山市ではないこと、武蔵村山市は東京都にあること等々、武蔵村山市の知名度があまりにも低いことは、市民としてとても残念である。市外に向けての発信と市外からの訪問者を増やすための事業が、充分とは言えない現状である。大人だけでなく子どもたちも武蔵村山市民であることに誇りを持つことができるよう、知名度を高める必要がある。
事 業 の 目 的 と 達 成 目 標	※何のためにこの事業を実施するのか、またこの事業の具体的な達成目標を記載してください。 非公認キャラクタームラッパーとの市内でのイベントへの参加はもちろん、積極的に市外のイベントに参加し、より多くの方に、武蔵村山市の観光資源を宣伝し、知ってもらう。 具体的な数値的達成目標は捉えにくいですが、協働事業最終年度の目標は、終了後の自立した活動のための基盤づくりに傾注する。

◎ 事業の内容

事 業 内 容	※ どのような事業を実施するのか、実施方法や実施場所、実施対象などについて具体的に記載してください。また、外部講師や他団体への協力を依頼する場合は、その内容についても記載してください。 以下のイベントに参加する。ただし、参加の可否は主催者の判断によるため、確定はできない。また、以下以外のイベントにも積極的に参加する。 ＜本市でのイベント＞ 4月 桜まつり 5月 市民発!!元気フェスタ 7月 ひまわり畑開園イベント 8月 観光納涼花火大会 9月 イオンモールダンスフェスタ 10月 デエダラまつり 11月 FOODグランプリ その他、小学校・自治会・自治体等主催のまつりへの参加 ＜他市でのイベント＞ 9月 ご当地キャラ子ども夢フェスタ in 白河 10月 ご当地キャラ博 in 彦根 11月 世界キャラクターさみっと in 羽生 9月～10月 ゆるキャラグランプリ 2018 その他、企業や他市のイベントにも参加
事 業 効 果	※この事業を実施することにより、市や市民、自分たちの団体にとってどのような効果が期待されるのか記載してください。 市内でのイベントについては、これまで同様参加していくが、それ以外にも自治体や幼・保・小学校等の夏祭りや様々なイベントに積極的に参加する。 また、他市でのイベントについては、白河、羽生、彦根と未だにご当地キャラクターイベントの集客力が高いことや、伝統的なおまつりより来場者の年齢層が幅広いことが特徴であり、参加回数を重ねキャラクター仲間との交流を重ねてきたことから、武蔵村山に他市のキャラクターを招き、インパクトのある新たな取り組みの場を作り、人々を巻き込む。

実 施 体 制	※ この事業を実施するための人員や協力体制について記載してください。 むさし村山ストリートダンス協会のメンバーで、各イベントにエントリー、参加。 イベント1回につき、5名派遣する。 (道具や宣伝物の運搬も含め、車輛1台ですむよう、乗車可能人数を考えた。) 内訳は、キャラクターに入るスタッフ（ダンスインストラクター） 3名 誘導・宣伝物配布・主催団体との連絡調整等 2名 昨年からキャラクター担当スタッフを増員するために、ダンス協会所属の高校生・大学生も動員しているが、まだまだ足りないのでさらに増員する。
---------	---

※ スケジュールは、第2号様式別紙「協働事業実施スケジュール表」に記載してください。

◎ 協働の必要性（団体育成型事業の場合は、協働型事業への発展を見据えて記入してください）

協働の意義と必要性	※この事業を市と協働で実施する意義と必要性について記載してください。 初年度は、市が宣伝したい観光資源「かたくりの湯」とコラボグッズを製作し、2年目は、担当課の計らいで市の様々なイベントに出演の機会を得た。今年度は外部からキャラクター招くことで、協働事業終了後の活動の基礎とする。そのためには、行政の公認キャラクターについては担当課から他市に依頼をお願いすることで、本団体だけではかなわない出演の確保につながることを考えている。	
協働の役割分担	団体の役割	※ 提案団体と市の役割分担や責任の範囲についての考えを記載してください。 ・イベントの情報収集とエントリー及び参加のための手続き全般 ・イベントへの参加に関すること全般 ・キャラクターのメンテナンス ・宣伝物の企画制作 ・SNSによる情報発信
	市に求める役割	・市内イベントへの出演のため調整 ・他市キャラクターへの出演依頼とその調整 ・イベントへの参加協力 ・イベント参加についての、市内向けインフォメーション ・販売可能なイベントでの地域ブランドに関する手配等 ・ゆるキャラグランプリでムラッパーへの投票促進に関する協力

◎ 中長期計画

現 在 ま で の 成 果	※ 現在までの活動の成果を記載してください。 協働事業初年度は、無料で配布できるグッズを作り、出会いのきっかけとして、多くの方が声をかけてくれることにつながった。二年目は、担当課の協力で市内外のイベントにへの出演回数が増え、非公認ながら武蔵村山➡ムラッパー、ムラッパー➡武蔵村山、認知度が上がった。
今 後 及 び 協 働 事 業 終 了 後 の 展 望	※今後どのように展開していきたいか、さらに、協働事業終了後どのように継続していくかを記載してください。 これまで市内外のイベントに参加し、かなり認知度を上げることができたので、協働事業終了後の活動を見据え、知り合ったキャラクターや近隣のキャラクターを集めたインパクトのあるイベントを市内で開催する準備の年としたい。 最終年は、市内のまつりに引き盛り上げる一助となっただき、協働事業終了後は、さらに多くのキャラクターを集めることやモノレール延伸活動のための沿線キャラクターを集め、イベントを企画する等、新たな展開を考えている。

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、3ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

協働事業実施スケジュール表

○提案事業の実施スケジュールを記載してください。(いつ頃、どのようなことをするのか)

◇市内イベント

◆市外でのイベント

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成 29 年度	◆うまかんべえ祭り ◇さくらまつり	◇元氣フェスタ ◆白河イベント ◇ノルディックW	◇中原・岸自治会 ◆ヤオコーイベント	◇学校イベント ◇社明運動 ◇ひまわり開園式	◇自治会祭り ◇納涼花火大会 ◇子ども祭り	◆おどりフェス ◇イオンイベント	◆彦根イベント ◇デエダラ祭り ◇スポーツイベント	◆羽生イベント ◇フードグランプリ ◇市内クリスマス会	◇元氣フェスタ ◆ヤオコーイベント ◇クリスマスイベント		◇ダンス協会イベント ◇生涯学習フェス	◇PTA卒業イベント
				ゆるきゃらグランプリ 2017 投票期間								
平成 30 年度	◆うまかんべえ祭り ◇さくらまつり	◇元氣フェスタ ◆白河イベント ◇ノルディックW	◇中原・岸自治会 ◆ヤオコーイベント	◇学校イベント ◇社明運動 ◇ひまわり開園式	◇自治会祭り ◇納涼花火大会 ◇子ども祭り	◆おどりフェス ◇イオンイベント	◆彦根イベント ◇デエダラ祭り ◇スポーツイベント	◆羽生イベント ◇フードグランプリ ◇市内クリスマス会	◇元氣フェスタ ◆ヤオコーイベント ◇クリスマスイベント		◇ダンス協会イベント ◇生涯学習フェス	◇PTA卒業イベント
				ゆるきゃらグランプリ 2018 投票期間								
平成 31 年度	◆うまかんべえ祭り ◇さくらまつり	◇元氣フェスタ ◇ノルディックW	◇中原・岸自治会 ◆ヤオコーイベント	◇学校イベント ◇社明運動 ◇ひまわり開園式	◇自治会祭り ◇納涼花火大会 ◇子ども祭り	◆おどりフェス ◇イオンイベント	◇デエダラ祭り ◇スポーツイベント	◆羽生イベント ◇フードグランプリ ◇市内クリスマス会	◇元氣フェスタ ◆ヤオコーイベント ◇クリスマスイベント		◇ダンス協会イベント ◇生涯学習フェス	◇PTA卒業イベント

※上記外の不定期イベント（市／公共施設／幼・保・小・中学校／市民活動団体／企業主催イベント）にも参加

第3号様式(第5条関係)

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名	むさし村山ストリートダンス協会			提案事業名	ムラッパールの武蔵村山市PR作戦		
実施年度	平成30年度			平成31年度		年度	
【収入の部】		積算内容(数量、単価等)	金額	項目	金額	項目	金額
	協働型事業補助金		600,000	協働型事業補助金	0		
	自己財源		227,560	自己財源	304,440		
収入合計				827,560		304,440	
【支出の部】	人件費	有償スタッフ(インストラクター2名×1250円×8h×2日×3イベント)	120,000	人件費	10,000		
	交通費	車輻借料(1日10,000円×6日)	60,000	交通費	40,000		
		高速料金(白河10,680円、羽生4,720円・彦根17,160円)	32,560	(羽生2日)	9,440		
		ガソリン代	30,000		10,000		
	謝金	他市キャラクター交通費等	100,000	謝金	100,000		
	宿泊費	宿泊費補助(5,000円×5名×3回)	75,000	宿泊費	0		
	出店料	白河 6,000円 他(実行委員会の規定により不確定)	30,000	出店料	5,000		
	参加費	グリーティング(交流会)参加費(5,000円×5名×2回)	50,000	参加費	0		
	印刷費	名刺作成費(5,000枚)・ポスター・リーフレット他	30,000	印刷費	30,000		
	修繕費	ムラッパーマンテナンス料(部品作成・修理・クリーニング)	100,000	修繕費	100,000		
	宣伝費	武蔵村山市紹介グッズ作成料(無料配布物)	200,000	宣伝費	0		
支出合計				827,560		304,440	

資 料 編

資料 1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱

資料 2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿

資料 3 武蔵村山市協働事業提案制度における提案事業の審査要領

資料 4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

○武蔵村山市市民協働推進会議要綱

平成23年 8 月 3 日訓令（乙）第120号

改正

平成24年 3 月27日訓令乙第21号

平成25年 6 月26日訓令乙第114号

平成26年 4 月 7 日訓令乙第42号

平成27年 3 月30日訓令乙第38号

平成29年 6 月30日訓令乙第138号

武蔵村山市市民協働推進会議要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱（平成23年武蔵村山市訓令（乙）第119号。以下「実施要綱」という。）第19条第 3 項の規定に基づき、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1） 次に掲げるところにより市長が委嘱する者

ア 識見を有する者

イ 市民活動団体関係者

ウ 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会の代表者又は職員

エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員

オ 公募による市民（武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）

（2） 協働推進部長及び企画財務部長の職にある者

（座長等）

第 3 条 推進会議に、座長及び副座長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、座長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(任期)

第5条 第2条第2項第1号の規定により市長が委嘱する委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌々年度における実施要綱第17条第2項の規定による報告をもって満了とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則（平成24年3月27日訓令（乙）第21号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月26日訓令（乙）第114号）

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。

附 則（平成26年4月7日訓令（乙）第42号）

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

附 則（平成27年3月30日訓令（乙）第38号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日訓令（乙）第138号）

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

○武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿（敬称略）

氏 名	選 出 区 分	備 考
渡 辺 龍 也	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号ア 識見を有する者	東京経済大学現代法学部教授
藤 崎 由 美 子	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号イ 市民活動団体関係者	武蔵村山 NPO ネットワーク
比 留 間 多 一	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号ウ (社)武蔵村山市社会福祉協議会の代表 者又は職員	(社)武蔵村山市社会福祉協議会 事務局長
高 橋 誠	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員	武蔵村山市商工会事務局長
一 色 健 次	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
金 澤 知 子	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
清 野 智 美	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
瀬 口 圭 志	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
比 留 間 毅 浩	会議要綱第 2 条第 2 項第 2 号 協働推進部長の職にある者	協働推進部長
高 尾 典 之	会議要綱第 2 条第 2 項第 2 号 企画財務部長の職にある者	企画財務部長

武蔵村山市協働事業提案制度平成 30 年度実施事業審査要領

1 趣 旨

この要領は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱(平成 23 年武蔵村山市訓令(乙)第 119 号。以下「実施要綱」という。)第 3 条の規定に基づく提案について、実施要綱第 9 条の規定により市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)が当該提案事業の採択の適否の審査をするに際し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員

審査委員は、推進会議の委員とする。

3 審査方法

協働型事業の継続事業と、協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業は、審査方法を分けて実施する。

(1) 協働型事業の継続事業の審査方法

- ① 協働型事業の継続事業は、新規提案時の提案内容に基づき、実施要綱第 6 条第 2 項に定める書類を提出する。
- ② 審査委員は、当該書類の内容と新規提案時の提案内容の整合性を確認し、大きな変更点等がないと認められる場合は、当該事業を採択すべき事業として選定するものとする。ただし、新規提案時の提案内容と大きな変更点等があると認められる場合は、当該事業の提案団体から説明を聴取した上で、協議により採択すべき事業として選定するかどうかを決定する。

(2) 協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業の審査方法

① 書類審査

ア 審査の通則

協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業は、実施要綱第 6 条第 1 項に定める書類を提出する。そのうち、氏名、住所、年齢その他個人を特定する事項を秘匿した上で、当該書類について審査する。

イ 審査基準及び方法

審査は、書類の内容について審査委員が別表に掲げる審査基準により 5 点満点で評価する。

ウ プレゼンテーション審査対象事業の選定

各審査委員が評価した点数を集計し、合計点数が満点合計の 5 割以上の事業であり、上位 10 団体を目安にプレゼンテーション審査対象事業として選定する。ただし、5 割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、プレゼンテーション審査対象事業とすることができる。

エ 審査の実施条件

書類審査を行うのは、10 事業を超える提案があった場合とし、10 事業未満だった場合は、原則として書類審査は行わず、全ての事業をプレゼンテーション審査対象事業として選定する。

オ 選定結果の通知

推進会議は、選定の結果について、提案団体に通知するものとする。

② プレゼンテーション審査

ア 審査の通則

書類審査により選定された提案事業について審査する。

イ 審査方法

提案団体からの公開プレゼンテーション及びこれに伴う質疑応答を市民協働推進会議において行う。

ウ プレゼンテーションを行う者

(ア) プレゼンテーションを行う者は、提案団体の代表者又はその関係者とする。

(イ) 複数の団体により共同して提案された事業である場合は、当該提案団体の間で、前号によるプレゼンテーションを行う者を調整するものとする。

エ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、実施要綱第6条第1項に掲げる書類の内容に関する説明を行うものとし、書類審査選定事業と関連性のないもの及び他の事業などに対する賛否を表明することはできない。

オ プレゼンテーションの方法等

(ア) プレゼンテーションは、事業ごとに行うものとする。

(イ) プレゼンテーションごとに当該説明に対する審査委員の質疑を行うものとする。

(ウ) プレゼンテーションの順序は、原則として実施要綱第3条の規定による提案の受付順とする。

(エ) プレゼンテーションの時間は、一事業当たり15分以内とする。

カ 審査基準

別表に掲げる審査基準により、審査委員が5点満点で評価する。

キ 採択すべき事業

前項審査基準により、各審査委員が評価した点数を集計し、各審査委員の合計点数が満点合計の6割以上の事業とする。ただし、6割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、採択すべき事業とすることができる。

ク 審査結果

(ア) 審査結果には、採択又は不採択についての理由を付するものとする。

(イ) 採択に当たっての条件を付することができるものとする。

(ウ) 審査結果の公表に当たっては、採択順位を付するものとする。

ケ 審査結果の通知

推進会議は、前項の規定による審査の結果について、提案団体に通知するものとする。

4 優先順位

採択は予算の範囲内で行うものとし、採択すべき事業の順位は協働型事業の継続事業を優先するものとする。

5 委任

前各項に定めるもののほか、武蔵村山市協働事業提案制度に基づく提案事業の審査について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

6 その他

(別表)

審 査 項 目		審 査 基 準	配 点 基 準	
地域的・社会的課題、事業の目的	市の現状から考えられる課題	◎ 客観的データ等を把握し、市の現状を的確に捉えているか。 ◎ 抽出された課題は地域課題、社会的課題を合致し、市民のニーズを捉えているか。	十分に捉えている	5点
	事業目的と達成目標	◎ 事業目的は地域課題を解決するために、適切であるか。 ◎ 実現可能な目標が設定されているか。	おおむね捉えている	4点
事業の内容	事業内容	◎ 課題解決の手法は、妥当性、先駆性、独創性があるか。 ◎ 地域課題を効果的・効率的に解決する事業内容となっているか。	普通である	3点
	事業効果	◎ 市民の満足度が高まり、具体的な効果・成果（質の高い又は多様なサービス等を受けることなど）が期待できるか。	あまり捉えていない	2点
	実施体制	◎ 事業を実施する上で必要な知識や経験を有した人員が確保されているか。 ◎ 課題解決に向け、地域等との必要な連携が図られているか。 ◎ 事業を実施する上で適切な人員数が確保されているか。	全く捉えていない	1点
	スケジュール	◎ 計画どおりに実施が可能であるか。 ◎ 設定した目標を達成できるような計画的なスケジュールが組まれているか。	十分に感じられる	5点
			おおむね感じられる	4点
協働の必要性	協働の意義と必要性	◎ 提案団体と市が協働することにより事業をより効果的（お互いを補完したり、お互いの特性を発揮することにより効果的な実施が可能になるなど）に行うことが期待できるか。	普通である	3点
			あまり期待できない	2点
			全く期待できない	1点

	協働の 役割分担	◎ 提案団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。 ◎ 行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。	十分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
中長期計画	継続能力	◎ 提案した事業を継続していくために、組織の成長・自立を考えた中長期的な展望を持っているか。 ◎ 団体自ら資金や人材の確保に努めているか。 ◎ 将来的な事業継続の見込みは感じられるか。	十分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点

(委員一人あたり 45 点満点)

○武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

平成23年8月3日訓令（乙）第119号

改正

平成24年3月27日訓令乙第21号

平成25年3月15日訓令乙第7号

平成25年6月14日訓令乙第107号

平成26年3月3日訓令乙第8号

平成27年3月31日訓令乙第42号

平成29年5月25日訓令乙第113号

武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市民活動団体から提案のあった協働事業の実施に関し必要な手続等を定めることにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、もって暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「市民活動団体」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1） 武蔵村山市内を主な活動範囲としていること。
- （2） 運営及び会計処理（予算及び決算を含む。）が引き続き1年以上適切に行われていること。
- （3） 定款、規約、会則等を有し、かつ、会員名簿を備えていること。
- （4） 5人以上の者で組織されていること。
- （5） 次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けているもの又はその構成員の統制の下にあるもの

2 この要綱において「協働事業」とは、協働型事業及び団体育成型事業であって、この要綱に定めるところにより武蔵村山市（以下「市」という。）から補助金の交付を受けて行うものをいう。

3 この要綱において「協働型事業」とは、市民活動団体がその専門性、柔軟性等をいかして実施する公益性の高い事業であって、当該事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図るものをいう。

4 この要綱において「団体育成型事業」とは、協働型事業の実施を目指す市民活動団体の企画力及び事業遂行能力の向上に資する公益性の高い事業であって、市民活動団体が単独で企画し、及び実施するものをいう。

（協働事業の提案）

第3条 市民活動団体は、市長に対して、協働事業の実施について提案することができる。ただし、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において二以上の協働事業を実施することとなる提案をすることはできない。

2 協働事業の実施についての提案は、市長が行う公募に応じて行わなければならない。

3 協働事業としてその実施について提案することができる事業は、第1号から第3号まで（協働型事業にあつては、第1号から第4号まで）のいずれにも該当する事業であって、かつ、第5号から第8号までのいずれかに該当するものとする。

（1）地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業

（2）市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業

（3）人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業

（4）三の年度にわたり実施することができる事業

（5）市民の地域活動への参画が促進される事業

（6）市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業

(7) 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業

(8) 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、同項の規定による提案の対象としない。

(1) 現に協働事業として実施された事業と同一と認められる事業（同一の市民活動団体が実施したものに限る。）

(2) 営利のみを目的とした事業

(3) 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業

(4) 学術的な研究のみを目的とした事業

(5) 調査のみを目的とした事業

(6) 武蔵村山市内の特定の地域住民だけによる事業

(7) 交流又は親睦のみを目的とした事業

(8) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業

(9) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業

（協働事業の期間）

第4条 協働事業の実施期間は、協働型事業にあつては三年度にわたる期間とし、団体育成型事業にあつては当該年度にわたる期間とする。

（事業の公募）

第5条 市長は、協働事業の実施についての提案を募集しようとするときは、あらかじめ、公募の期間、選考審査の基準その他公募に必要な事項を規定した募集要項（以下単に「募集要項」という。）を定め、これを公表しなければならない。

（提案の手續）

第6条 協働事業の実施についての提案は、次に掲げる書類を募集要項に定める期日までにボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）を経由して市長に提出することにより行うものとする。

(1) 協働事業提案制度提案書（第1号様式）

(2) 協働事業提案制度企画書（第2号様式）

(3) 協働事業提案制度収支予算書（第3号様式）

(4) 提案団体概要書（第4号様式）

(5) 前各号に掲げるもののほか、募集要項に定める書類

2 協働型事業における二年度目以降の事業については、次に掲げる書類を別に定める期日までに市長に提出するものとする。

(1) 協働事業提案制度実施計画書（第5号様式）

(2) 協働事業提案制度単年度収支予算書（第6号様式）

(担当課の決定及び事前調整)

第7条 協働推進部協働推進課長は、協働事業の提案を受け付けたときは、当該提案事業に係る協働事業を担当する課（以下「担当課」という。）を定めるものとする。

2 前項において定められた担当課は、遅滞なく前条の規定による提案をした団体（以下「提案団体」という。）及びセンターとの事前調整を行い、提案内容を確定しなければならない。

(提案の辞退)

第8条 提案団体は、諸事情により提案を辞退する必要があるときは、その旨を書面により第19条第1項の規定により置く武蔵村山市市民協働推進会議（同項を除き、以下「推進会議」という。）へ提出しなければならない。

2 前項の書面の提出期限は、審査に係る推進会議が開催される日の7日前までとする。

(審査)

第9条 市長は、第6条の規定による提案があったときは、推進会議にその内容を審査させ、当該提案に係る協働事業の採択の適否について報告させることができる。

2 審査に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

(採択の決定)

第10条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた上で、当該提案に係る協働事業を採択するかどうかを決定するものとする。

(決定の通知)

第11条 市長は、前条の規定による決定をしたときは、協働事業提案制度採択（不採択）通知書（第7号様式）により、提案団体に通知するものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、提案団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第10条の規定による採択の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。

(2) 市民活動団体に該当しなくなったとき。

(3) その他協働事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）として市長が適当でないと認めたとき。

(事業の実施時期)

第13条 実施団体は、第10条の規定により採択することに決定された協働事業の実施に関し市において新たに予算措置を講ずる必要がある場合においては、市が必要な予算措置を講じた後でなければ、当該協働事業を実施してはならない。

(予算措置)

第14条 協働事業の実施に関し必要な予算は、協働推進部協働推進課が、計上するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、別に定めるところにより、実施団体に対し、当該協働事業の実施に関する経費の補助として、次の表に定める額を限度として、補助金を交付するものとする。

事業の区分	限度額	
協働型事業	1年目	800,000円
	2年目	700,000円
	3年目	600,000円
団体育成型事業	250,000円	

2 市長は、第17条第1項の規定により行う事業の評価結果を勘案し、必要と認めるときは、翌年度の採択を取り消すことができる。

3 市長は、協働型事業として採択された事業の団体が三年度にわたる実施期間の途中で事業の実施を辞退する場合は、その理由により補助金を減額することができる。

(事業報告)

第16条 実施団体は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 協働事業提案制度事業結果報告書（第8号様式）

(2) 協働事業自己評価書（第9号様式）

(3) 協働事業提案制度収支決算書（第10号様式）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市担当課は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、前項第2号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

3 推進会議は、実施団体に対し、必要に応じて事業実施年度の途中に報告を求めることができる。

(事業の評価)

第17条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、推進会議の意見を聴いた上で、当該報告に係る協働事業の評価を行うものとする。

2 推進会議は、前項の規定による求めがあったときは、前条の規定により提出された書類及び次項の規定による説明の聴取の結果を踏まえ、当該報告に係る事業の評価について、市長に報告するものとする。

3 推進会議は、実施団体の代表者又は関係者及び担当課の職員を会議に出席させて、説明を聴取することができる。この場合において、当該説明の聴取及びこれに伴う質疑は、原則として公開するものとする。

4 評価に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

5 市長は、第1項の規定により評価を行ったときは、協働事業提案制度評価書（第11号様式）を実施団体に交付するものとする。

(公表)

第18条 市長は、毎年度、前年度に実施された実施事業の内容及び実施状況、前条の規定による評価の結果等を公表するものとする。

(推進会議の設置)

第19条 第9条第1項の規定による審査及び第17条第1項の規定による評価を行う機関として、武蔵村山市市民協働推進会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、推進会議は、市長の求めに応じ市民協働の推進に関し必要な事項を協議して、その結果を市長に報告するものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱の廃止)

武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱（平成21年武蔵村山市訓令（乙）第91号）は、廃止する。

附 則（平成24年3月27日訓令（乙）第21号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 3 月15日訓令（乙）第 7 号）

この要綱は、平成25年 3 月15日から施行する。

附 則（平成25年 6 月14日訓令（乙）第107号）

この要綱は、平成25年 6 月14日から施行する。

附 則（平成26年 3 月 3 日訓令（乙）第 8 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年 3 月 3 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱第11条の規定は、平成26年 4 月 1 日以後に採択の決定を行った協働事業について適用する。

附 則（平成27年 3 月31日訓令（乙）第42号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年 3 月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱第13条の規定は、平成27年 4 月 1 日以後に採択を行った協働事業について適用する。
- 3 平成27年度に 2 年目の事業提案を行う団体については、当該年度に係る補助金の限度額を 800,000円、翌年度に係る補助金の限度額を700,000円とし、平成27年度に 3 年目の事業提案を行う団体については、当該年度に係る補助金の限度額を700,000円とする。

附 則（平成29年 5 月25日訓令（乙）第113号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年 5 月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の第 6 条の規定は、平成29年 6 月 1 日以後に新たに提出される協働事業の実施に係る提案について適用し、同日以前に提出される提案については、なお従前の例による。

武蔵村山市協働事業提案制度
平成 30 年度実施事業審査報告書

平成 2 9 年 1 1 月

武蔵村山市市民協働推進会議